

- 1 提出された書類及び入学料は返さない。
- 2 募集及び出願に関する質疑事項は、志望高等学校に問い合わせること。
- 3 郵送の場合において返信を必要とするものは、十五円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

- ①児童心理 ②農業一般 ③農業経営 ④商業一般 ⑤商業簿記 ⑥計算実務 ⑦統計調査

七 参考事項

- 1 通信制課程の教育方法は次のとおりである。

- (一) レポート(報告課題)
担当の教員が出題したレポートに解答を記入して提出し添削、採点をうける。
- (二) スクーリング(面接指導)
学校に登校して直接授業を受けることであり、毎月二回(日曜日)を充てる。(行なう。)
- (三) 試験
中間試験及び終末試験を行なう。

四 卒業資格を得るには、(一)及び(二)により必修科目を含む八十五単位以上を修得するとともに、学校が定める五十時間以上の特別教育活動に出席しなければならない。

- 2 通信制課程で履修できる科目は、次のとおりである。
 - (1) 現代国語 (2) 古典乙 I (3) 古典乙 II (4) 倫理・社会 (5) 政治・経済 (6) 日本史 (7) 世界史 B (8) 地理 B (9) 数学 I (10) 数学 II A (11) 数学 II B (12) 生物 (13) 化学 A (14) 物理 A (15) 地学 (16) 体育 (17) 保健 (18) 音楽 I (19) 音楽 II (20) 美術 I (21) 美術 II (22) 書道 I (23) 書道 II (24) 英語 (25) 英語 A (26) 家庭一般 (27) 被服 (28) 食物 (29) 保育 (30) 家庭経営

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県 (定価一冊一圓月三圓)送料をきむ。(

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の場合は翌
日の翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

◇告 示 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

胃ガン集団検診車で実施する集団検診に係る検診料金の徴収等の事務の委託
土地改良事業の認可

- ◇正 昭 昭和四十一年鳥取県工業統計調査要綱
- 昭 昭和四十一年八月鳥取県告示第四百二十一号中訂正
- 四 昭 昭和四十一年八月鳥取県告示第四百二十三号中訂正

告 示

鳥取県告示第六百六十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称 所在地 法第三十七条第五項の規定による申出の受理の年月日
出の都道府県名

松本歯科医院 東伯郡三朝町今泉六五七

全都道府県

昭和四十一年十月一日

鳥取県告示第六百七十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、胃ガン集団検診車で実施する集団検診に係る検診料金の徴収及び収納の事務を、鳥取県対ガン協会会長三浦百重に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百七十一号

昭和四十一年十一月一日付けで気高郡青谷町から申請のあつた土地改良(農道)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十一年十二月六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 青谷町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十二号

昭和四十一年九月二日付けで南谷土地改良区から申請のあった新たに行なおうとする土地改良(かんがい排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書および定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十一年十二月六日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
東伯郡関金町大字関金宿一、一七五番地 南谷土地改良区事務所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十二号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)の規定に基づき、昭和四十一年鳥取県工業統計調査要綱を次のように定める。

昭和四十一年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十一年鳥取県工業統計調査要綱

一 調査の目的

県内の中小企業の構造を明らかにして、中小企業対策の資料を得ることを目的とする。

二 調査の期間及び時点

調査の期間は、昭和四十一年一月一日から同年十二月三十一日までとし、調査の時点は、昭和四十一年十二月三十一日現在とする。

三 調査の範囲

昭和二十六年統計委員会告示第六号(統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令第二条の規定に基く産業分類の名称及び分類表)による大分類F I 製造業に属する事業所で、通商産業大臣が行なう工業統計調査の対象となるもののうち、従業者が四人から十九人までのものについて行なう。

四 調査事項

調査は、次に掲げる事項について行なう。

- 1 事業所名
- 2 事業所の所在地
- 3 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品の額
- 4 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減

五 調査の方法

通商産業大臣が行なう工業統計調査に付帯して行なうものとし、調査

員が配布する厚紙、薄紙各一枚の調査票に申告者が所定事項を記入する方法で行なう。

六 調査票の提出期限

昭和四十二年一月十日

調査の結果は、集計完了後公表する。

正

誤

昭和四十一年八月鳥取県告示第四百二十一号(保安林予定森林にする旨の通知について)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

| 頁 段 | 行 | 誤 | 正 |
|------|--------|-------------------|------------------|
| 八 下 | 終わりから六 | 字クピオレ | 字クピキレ |
| 九 下 | 二 | 字ヨシガ谷 | 大字三吉字ヲシガ谷 |
| 十一 下 | 終わりから四 | 字金山東平一二七二、一二七六 | 字金山東平一二七二 |
| 十二 上 | 五及び六 | 一三四八の三から一三四八の一〇まで | 一三四八の三から一三四八の一まで |

昭和四十一年八月鳥取県告示第四百二十三号(保安林予定森林にする旨の通知について)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

| 頁 段 | 行 | 誤 | 正 |
|------|------|--------------------|--------------------|
| 十四 上 | 九 | 一〇九五の四四、一〇九五の四六 | 一〇九五の四六 |
| 下 | 四及び五 | 一〇九五の三四から一〇九五の三七まで | 一〇九五の三四から一〇九五の三六まで |